

世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例を廃止し、
世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例とする条例案について

(付議の要旨) 世田谷区立高齢者在宅復帰施設の機能の見直しについて、下記のとおり考え方等を整理し、令和2年区議会第1回定例会に世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例を廃止し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設とする条例案を提案する。

1 主旨

世田谷区立高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」(以下、「在宅復帰施設」という。)は、平成12年の介護保険法の施行に伴い、特別養護老人ホーム(以下、「特養ホーム」という。)を退所し、在宅生活への移行が必要となる高齢者の施設として、旧職員寮跡地を活用して設置したが、介護保険制度の経過措置により、こうした方の特養ホームへの入所が継続されたこと等から、当初の設置目的による利用の必要性が低下したため、現在は、やむを得ない理由で在宅生活を続けることが困難になった高齢者(以下「在宅生活困難高齢者」という。)の一時的な受け入れ施設として運用している。

この間、施設の有効活用の観点から、今後の在宅復帰施設の機能の見直しについての検討を進めてきた。今般、その検討結果を踏まえた施設として位置づけるため、世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例を廃止し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設「ほのぼの」とする条例案を令和2年区議会第1回定例会に提案する。

2 見直しの考え方

- ・当初は、法内サービス(短期入所生活介護、都市型軽費老人ホーム)への転用の可能性を検討したが、採算性や建物の設備面等の課題があり、困難と判断した。
- ・現状では、主に高齢者虐待対策における一時保護施設として運営している。本来、特養ホームが老人福祉法に基づく措置として保護を受託するものであるが、区内や近隣区の特養ホームは常に満床に近い状態であるため、身体的自立度の高い高齢者であれば在宅復帰施設が一時的に受け入れるなど、特養ホームの役割を補完する運用を行ってきており、現在でも年間の措置入所者の2割程度の利用実態がある。
- ・老人福祉法に基づく措置以外にも、ひとり歩き等で警察に保護された高齢者や、緊急的かつやむを得ない理由(火災による住居滅失、入所契約の解除等)で現居所での生活継続が困難となった高齢者への一時保護機能の必要性も高まっている。
- ・また、夜間・休日に突発的に生じたケースの際は、特養ホームの管理者の不在等により入所手配が困難な場合があり、同様に在宅復帰施設でも受け入れ体制が整っていないことから、これを円滑に行うための体制整備が課題となっている。
- ・こうした状況を踏まえ、老人福祉法に基づく措置の補完機能の充実を図るとともに、現行の法制度では十分な援助等が受けられない在宅生活困難高齢者の一時的な保護を行う施設として条例で位置づけ、必要な機能強化を図ることで、夜間・休日も含めた安定的なサービス提供を行う。

- ・新たな施設の運営は、現在の指定管理者による運営が終了する令和3年4月から開始するとともに、法人の創意工夫等によるサービス展開や運営経費の効率化等の実現に馴染まない事業を担う施設となることから、運営方法を管理委託に改める。

【参考】在宅復帰施設における一時受け入れの実績

平成28年度3件、平成29年度5件、平成30年度4件（平均滞在日数約130日）

3 機能強化の内容

従来から果たしてきた在宅生活困難高齢者の保護機能をより充実するとともに、夜間・休日に突発的に生じたケースの安定的な受け入れを可能とするため、夜勤介護職員を配置する。

※施設概要は別紙1のとおり

4 概算経費

歳出 32,000千円

事業者委託料 22,000千円（令和元年度予算と同様）

夜勤介護職員の配置 10,000千円（令和3年度予算から増額）

歳入 16,000千円

使用料 500千円

特定財源 都高齢社会対策区市町村包括補助金 15,500千円

内訳) 10,411千円（平成30年度実績）

5,089千円（増額見込）

5 新たな条例案

別紙「世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例（案）」のとおり

6 条例の廃止日及び施行日

(1) 世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例の廃止日 令和3年3月31日

(2) 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例の施行日 令和3年4月1日

7 今後のスケジュール（予定）

令和2年 2月 令和2年区議会第1回定例会（条例廃止および新たな条例案提案）

令和3年 4月 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行
新たな事業運営開始